

岩手県告示第732号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年8月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 光室内工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目33番20号
    - ウ 代表者の氏名 松浦光男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第4068号
  - (3) 処分の内容 内装仕上工業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月10日付けで内装仕上工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年8月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 J・ウォーター株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目13番35号
    - ウ 代表者の氏名 立花聡志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第6340号
  - (3) 処分の内容 消防施設工業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月11日付けで消防施設工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年8月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社西澤組
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市川井第8地割76
    - ウ 代表者の氏名 西澤将
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8090号
  - (3) 処分の内容 建築工業及び管工業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月20日付けで建築工業及び管工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年8月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社マテリアル
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ六丁目3番42号
    - ウ 代表者の氏名 江渡順一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20194号
  - (3) 処分の内容 建築工業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月5日付けで建築工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年8月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社中ノ橋技建

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳4地割8番地2

ウ 代表者の氏名 吉田政孝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第20388号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年7月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成22年8月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社トップ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳2地割39番地28

ウ 代表者の氏名 吉田久夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第20479号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年8月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。